

2023 年 9 月 11 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

令和 5 年度地域脱炭素融資促進利子補給事業における指定金融機関への採択について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、環境省が実施する「令和 5 年度地域脱炭素融資促進利子補給事業」において、指定金融機関として採択されましたので、お知らせいたします。

本事業は、地球温暖化対策のための設備投資に対するご融資について、お利息の一部を補給するものです。

当行では、事業主の省エネに向けた取組みに係るご融資を通じて、環境に配慮した取組みを支援するとともに、地域経済の活性化に努めてまいります。

記

1. 本事業の内容

項目	内容
事業名	令和 5 年度地域脱炭素融資促進利子補給事業
事業内容	省エネ・再エネ設備投資に向けた脱炭素融資の利息について、最大 1%（最長 3 年間）が補給されます。
主な要件	・お客さまが自らの二酸化炭素排出量を算定していること ・地球温暖化対策のための設備投資に対する融資であること ・融資額が 10 億円以内であること
所管省庁	環境省
補助事業者(執行団体)	一般社団法人環境パートナーシップ会議

2. 本事業以外の省エネ設備投資に係る利子補給について

当行では、経済産業省が実施する「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」事業においても指定金融機関となっており、幅広いメニューでお客様の省エネ・再エネに向けた取組みを支援してまいります。

【省エネルギー設備投資に係る利子補給金事業の公募スケジュール】

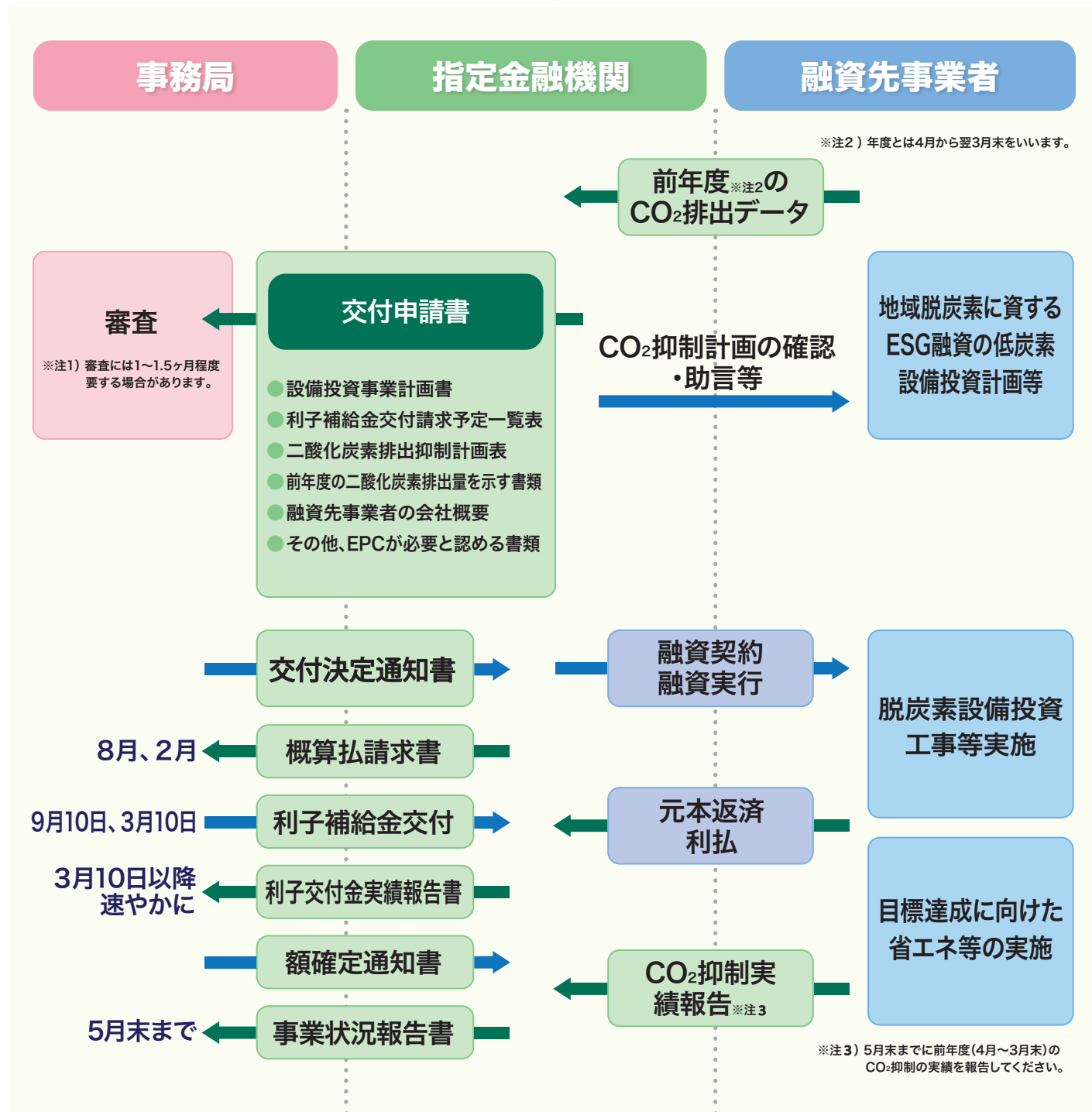
第 3 回受付	～2023 年 9 月 29 日（金）
第 4 回受付	2023 年 10 月 6 日（金）～2023 年 11 月 10 日（金）

以 上

本件に関する問合せ先
地元企業応援部法人営業企画課：阿部・籠田
TEL：022-225-8310

利子補給の対象は、地域脱炭素に資するESG融資に限ります。

交付申請フロー



ご不明な点は、お取引金融機関にお問い合わせ下さい。



一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC) https://epc.or.jp/fund_dept/datsutanso/r5_shiteikin_koubo

E-Mail : info.fund@epc.or.jp 電話 : 03-5468-6753 (電話受付時間 9:30~12:30、13:30~17:30 土日祝日を除く) ※通話料がかかります。
※電話で問い合わせた場合であっても、そのお問い合わせ内容をE-Mailにて送付してください。

R5年度版

地域脱炭素融資促進利子補給事業

環境省利子補給事業

再エネ・省エネ設備投資に向けた脱炭素融資の利息の最大1%を補給します。

利子補給率

最大 **1.0%** ※1

利子補給期間

最大 **3年間** ※2

利子補給金支払

年 **2回** ※3

交付対象融資額

最大 **10億円**

※1 貸付利率1.3%以上→利子補給率=1.0%。貸付利率1.3%未満→利子補給率=貸付利率-0.3%。
なお、貸付利率が0.3%以下の場合は、利子補給の対象にはなりません。

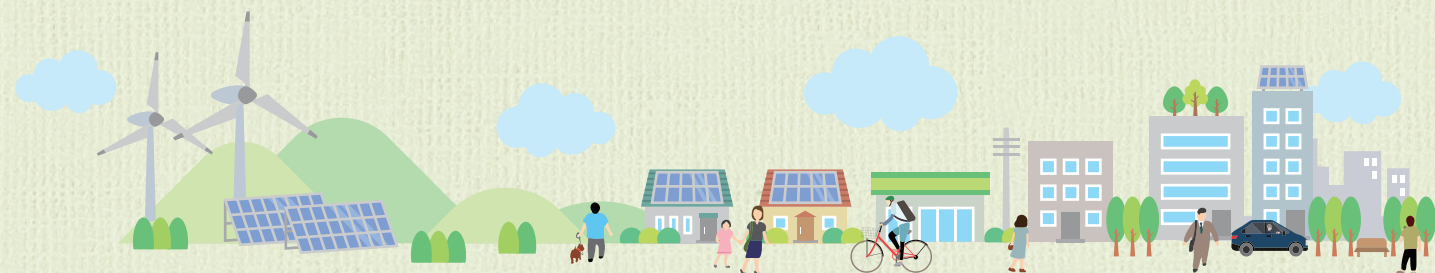
※2 融資の償還期限が先に到来する場合にあつては当該期限まで。

※3 年2回、9月と3月に利子補給金を支払います。

(注) 申請にあたっては公募要領と交付規程を必ずご確認ください。



一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC)



利子補給金の申請に必要な書類

- ▶ 交付申請書
- ▶ 利子補給金交付請求予定一覧表
- ▶ 前年度の二酸化炭素排出量を示す書類
- ▶ その他、EPCが必要と認める書類（工事費見積書等）
- ▶ 設備投資事業計画書
- ▶ 二酸化炭素排出抑制計画表
- ▶ 融資先事業者の会社概要

その他、利子補給期間中は毎年度終了後に事業状況報告書を提出する必要があります。



交付決定後の注意事項

以下の変更を行う場合は、あらかじめEPCに融資条件等変更承認申請書を提出する必要があります。

- ▶ 融資条件が変更になった場合
- ▶ 資金使途が変更になった場合
- ▶ 事業計画（工事期間等）が変更になった場合
- ▶ その他、交付申請書の内容に変更が生じた場合、等



対象となる取組事例の紹介

☑ 事例1

利子補給金を活用した融資により、蛍光灯照明をLED照明へ交換工事を行うことにより、二酸化炭素排出抑制につながった。



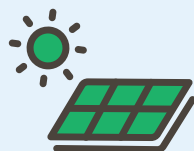
☑ 事例2

利子補給金を活用した融資により、工場の空調設備を省エネタイプの設備に入れ替えることにより、空調設備の消費電力を大きく削減し、電気代と二酸化炭素排出量抑制につながった。



☑ 事例3

利子補給金を活用した融資により、太陽光発電設備を設置したことにより、大幅な二酸化炭素排出抑制につながった。



Q&A

よくある質問と回答



Q

地域脱炭素に資するESG融資とはどのような融資のことを言いますか。

A

地域脱炭素に資するESG融資とは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の要素を考慮して行う地域循環共生圏の創出に資する省エネ・再エネ設備投資を行う融資であって、地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体が作成する実行計画等、地球温暖化対策又は地域活性化等を目的とする条例等若しくは地方公共団体が地球温暖化対策又は地域循環共生圏の創出のために作成する計画等と整合する融資を言います。自治体が作成する地球温暖化対策計画書などのどの部分と整合するか、マーキングなどをして提出してください。

Q

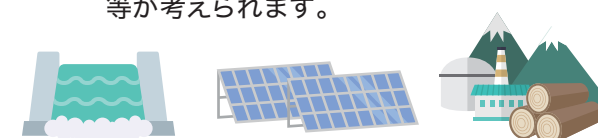
どのような融資が利子補給の対象となりますか。

A

交付規程第3条（1）の要件を満たす省エネ・再エネ設備融資が対象になります。具体例としては、

- ・太陽光発電設備及び自家消費のための自営線及び蓄電池
- ・バイオマス発電設備
- ・水力発電設備
- ・省エネ性能の高い機器への更新（製造設備、LED照明、空調設備等）
- ・事務所の省エネ改修（断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等）

等が考えられます。



Q

交付申請書は、どのようなタイミングで提出すれば良いですか。

A

交付申請書は、融資契約及び工事の着工の前に提出していただく必要があります。また、交付申請の提出締切は令和6年1月31日で、かつ融資の開始の日が令和6年2月10日までに設定されている必要がありますのでご注意ください。



Q

省エネ建物は対象になりますか。

A

省エネ建物の場合、省エネ性能を有する建物内の設備が対象となり得ます。具体的には、断熱材、サッシ及び断熱ガラス材、空調・給湯設備及びその配管、受変電設備、省エネ機器と一体不可分の制御盤・分電番・配管配線、BEMS機器等が対象となります。

